

大川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月25日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	16番	古賀勝久
8番	川野栄美子	17番	古賀光子
9番	福永寛	18番	神野恒彦

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治				
副市	長	福島裕幸				
教	育	長	石橋良知			
会	計	管	理	者	宇木博子	
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長				
(兼)	警	防	課	長	柿添新一	
経	営	政	策	課	長	木下修二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	古賀文博
税務課長	古賀重敏
農業水産課長	添島清美
(併)農業委員会事務局長	
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	石橋英治
議会事務局書記	堀修

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

1. 追加議案の上程

議案第65号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

1. 追加議案の質疑、討論、採決

(議案第65号)

1. 閉会中の所管事項継続調査の件

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前9時30分 開議

議長（井口嘉生君）

改めまして、皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長報告を求めます。
総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

皆さんおはようございます。では、総務委員長報告を申し上げます。

私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、総務省が推進する定住自立圏の形成に係る協定の締結などについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とするために条例を制定するものです。

委員会では、広域圏と定住自立圏との違いについてただしたところ、広域圏は全体で一つの目的を達成するためにあるが、定住自立圏は中心市宣言をした市と周辺市町村とが1対1の協定を結ぶことになる。また、広域圏には議会があるが、定住自立圏では協定で事業を展開していくことになる。なお、中心市宣言をした久留米市との協定内容は協議中である旨の答弁がありました。

さらに、久留米広域圏の今後についてただしたところ、国は広域圏から定住自立圏への支援に方向を変えていくが、久留米広域圏については消防業務があるためすぐには解散とはならず、当分続くことになる旨の答弁がありました。

本委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、国家公務員の退職手当の運用に準じた退職手当の支給制限や返納制度の創設など、所要の改正をしようとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号 平成21年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ923,315千円を追加するものであり、この財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当し、予算総額を13,789,515千円とするものです。

各款における補正の内容について御報告申し上げます。

まず、2款・総務費には、特別職報酬等の改定に係る審議会開催のための特別職報酬等審議会委員報酬160千円、旧道海島小学校跡地の開発行為に要する工事費32,000千円が計上されております。

3款・民生費には、母子家庭の母の生活安定のため、資格取得を促進する母子家庭高等技能訓練促進費1,821千円、住宅を喪失した人、またはその恐れがある人に対し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援に要する経費5,404千円、幼児教育期の子育て負担に配慮した子育て応援特別手当交付金など32,710千円が計上されております。

4款・衛生費には、女性特有のがん検診推進事業に要する経費9,118千円、筑後市、大木町との共催により、来年度開催予定の第18回環境自治体会議の準備に要する実行委員会への負担金500千円が計上されております。

5款・労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費15,096千円、ふるさと雇用再生特別交付金事業費6,000千円が計上されております。

6款・農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金1,132千円、大野島漁港区域変更に係る測量業務委託料1,000千円が計上されております。

8款・土木費には、市道道海島東西線用地購入費4,837千円、市道の舗装補修に要する地域連携推進事業費55,839千円、狭あい道路整備等促進事業費7,500千円、中原交差点改良事業費3,100千円、下水道事業特別会計繰出金40,149千円、市営住宅の改修に要する経費271,389千円、雇用促進住宅買収に伴う経費として82,920千円が計上されております。

10款・教育費には、学校耐震化及び太陽光発電設置に要する経費263,500千円、大川市指

定文化財「旧三瀨銀行本店」の保存修理事業補助金20,000千円、町内公民館施設整備費補助金4,740千円が計上されております。

11款・災害復旧費には、平成21年6月29日から7月27日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費73,918千円が計上されております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費3,544千円、土木費3,441千円を災害復旧費へ組み替えるため、それぞれ減額されております。

次に、地方債の補正については、水路災害復旧事業に限度額3,900千円を、道路災害復旧事業に限度額9,500千円を設定し、さらに、対象事業費の変更に伴い、現在の設定限度額に道路橋りょう整備事業では27,000千円を、公営住宅改善事業では21,600千円を追加し、限度額を引き上げる設定の変更を行うものです。

委員会では、まず、2款・総務費、財産管理費の開発造成工事費についてただしたところ、旧道海島小学校用地を21年度に整備し、22年度に1区画約80坪で、16区画を分譲する計画である旨の答弁がありました。

次に、5款・労働費、緊急雇用対策事業費の委託料について雇用人数をただしたところ、大川観光協会と肥後街道宿場町を考える会や民間に事業を委託し13人の雇用創出があり、その募集は今からである旨の答弁がありました。

さらに、6款・農林水産業費、農業振興費の活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金についてただしたところ、収益性の高い活力ある園芸産地の育成をするために、地域が重点的に振興する作物を対象に農協・営農集団・認定農業者などが事業主体となり、生産及び流通組織を整備する者に対し補助を行うものであり、事業費の3分の1を県が補助し、残りを事業者が負担する。今回の補正では、いちごパックのフィルムの自動包装機械を導入するものであり、対象者は2名である旨の答弁がありました。

また、10款・教育費、社会教育総務費の旧三瀨銀行本店保存修理事業補助金についてただしたところ、旧三瀨銀行本店は民間の所有であり、建物が大川市の文化財に指定されている。福岡県の文化財に対する補助は、要綱により事業費の10,000千円までは50%、これを超えた部分は20%の補助額となっている。今回の保存修理では、全体の事業費から併設する鉄骨スレートの建物やトイレ、庭など文化財以外の部分に係る費用を除いた85,195千円に対して、福岡県の補助要綱で算出した金額である20,000千円を補助する予定である旨の答弁がなされました。

同じく、10款・教育費、公民館費の町内公民館施設整備費補助金についてただしたところ、補助額は事業費の20%以内で上限は1,500千円であり、今回は建てかえの一木南、下林、北酒見の各公民館に1,500千円ずつ、修繕の下白垣公民館に240千円を補助する予定である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成21年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。文教厚生委員長報告をさせていただきます。

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外2件について及び請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、子育て支援策の一環として、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に対する出産育児一時金の額を、現行の350千円から390千円に引き上げるものであります。

委員会では、今回の出産育児一時金の40千円の増額に伴い、自治体の負担はどの程度になるかをただしたところ、増額分の6分の5については国からの補助や地方交付税で措置され、残りの6分の1が保険者である自治体の負担となる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、平成20年度退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う返還金19,278千円を補正しようとするものであり、この財源として繰越金等をもって充当し、予算総額を4,732,278千円とするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金28,571千円及び平成20年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金28,180千円を補正しようとするものであり、この財源として繰越金をもって充当し、介護保険事業勘定の予算総額を3,011,751千円とするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願について御報告申し上げます。

本請願は、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことは言うまでもないことであり、現在の社会経済不安の中、経済的理由から高校生の中途退学者もふえており、先進国中最低レベルである日本の子供に関する公的支出を諸外国並みに引き上げ、就学援助制度の拡充など家計基盤の弱い家庭の子供に係る給付拡充などの施策の実施を要望するものです。

また、教育の自治体間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持することや、学校施設整備費や教材費、図書費、学校・通学路の安全対策などを実施するための教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどもあわせて要望するものであり、意見書を関係行政庁に提出賜りたいというものであります。

委員会では、国民にひとしく義務教育を保障するという観点に立てば、国の財政負担と責任は当然のことであり、そのための教育予算拡充の要望は十分に理解でき、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告

を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

おはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されていた議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川市地域で働く幅広い所得層の住民に対し、生活の安定と福祉の向上を目的として、賃貸住宅を提供するために雇用促進住宅の大川宿舍及び大川第2宿舍の譲渡を受けることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大川市公共賃貸住宅を設置及び管理するための条例を制定するものです。

また、これまでの経過として、昨年末時点で160戸中103戸の現入居者の不安解消や市外への転出防止並びに市内勤務者の定住促進等を図るため、雇用・能力開発機構から雇用促進住宅の譲渡を受ける決定をしたこと、また、新たな条例制定の理由として、譲渡を受けた後の住宅を現行の市営住宅条例によって管理しようとする、現入居者も一たん住宅を明け渡して改めて公募に応じなければならないこと、所得制限や同居者の制限などの入居条件をクリアしなければならないなどの公営住宅法に基づく制約を受け、現入居者の約半数が入居できない事態となることから、入居条件を緩和しつつ、公共性を持った管理を行うために、地方自治法に基づく「公共賃貸住宅条例」による管理とすることに至った旨の説明を受けました。

本委員会では、「第4条 入居者の資格」に関して、福祉の観点から、障害者の入居は可能なのか、その配慮はなされているのかただしたところ、第4条に障害者の入居を制限している規定はなく、入居は可能であり、その配慮については、必要なものは施行規則の中で考えていきたい旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策に伴う地域活性化・公共投資臨時交付金を利用して下水道事業を推進するため、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものであり、まず、歳出の補正については、公共下水道事業に要する経費210,149千円を計上し、歳入については、国庫支出金、市債及び繰入金をもって充当し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ732,149千円とするも

のです。

また、地方債の補正については、対象事業費の変更に伴い、現在の設定限度額に86,500千円を加え、限度額を212,600千円に引き上げる設定の変更を行うものです。

委員会では、今回の下水道工事の事業内容をただしたところ、榎津地区2カ所、酒見地区2カ所、向島地区1カ所の合計5カ所を予定しており、整備面積は約12ヘクタール、管径200ミリ、総延長約1,300メートル、受益戸数約120世帯となる旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 市道路線の廃止について及び議案第62号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

議案書に記載されておるとおり、今回の市道路線の廃止及び認定は下林地区のそれぞれ3路線です。

説明によりますと、今回の市道路線の廃止及び認定は、旧下林団地に関連する3路線について、旧下林団地用地の整地及び今後の土地利用計画に基づく市道のつけかえに伴い、路線の廃止及び認定を行うものです。

委員会としては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について外6件を一括議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、中村武彦君。

決算特別委員長（中村武彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。御報告の前をお願いをしたいのですが、各位も御承知のとおり、決算特別委員会で決せられたことは、来年度の予算にいかに行行政で具現化されて案として出てくるのか、そのための決算特別委員会の決議であるということを再度確認をして、御報告させていただきたいと思っております。

私は、決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について外6件につきまして、本委員会における審査の

経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、今回も、本委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成され、井口議長も議長の立場で参加され、福永監査委員も傍聴されており、審査の詳しい内容については皆さんも御存じのとおりでありますので、これを省略し、審査結果を中心に御報告をさせていただきます。

まず、議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、歳入総額12,220,207,835円に対し、歳出総額12,133,476,815円でありまして、差引額は86,731,020円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額5,416千円を差し引いた実質収支は81,315,020円となっております。

審査の過程では、各款にわたり多くの質疑、意見等が交わされたところであります。特に、総括質疑において、本市を取り巻く経済状況は依然として厳しく、財政の硬直度を示す経常収支比率が96.3%と悪化している中で、市民の声を反映した本当にやってもらいたい施策が実施できるのか、補助金の見直しを行うにしても、議会として評価するための資料の提供ができないのか、木工業、農水産業等の産業再生に向けての取り組み方をどのように考えているのかなどについて市長の考えをただしたところ、財政状況については、財政的にほとんど余裕がなく、当面短期的に改善する見込みもない状況を乗り切るためには、人件費などを削り政策費を捻出していくしかない。補助金の中には、政策的に切れるものと切れないものがあり、当初の目的から外れているものもあるが、なかなか切りにくい部分もある。どういう目的でどういう補助金を出しているのか、議会の中でもそれぞれの補助金について調査をしていただくため、基礎的な情報を出す必要があると思っている。また、今後、国営水路事業の償還も始まる予定であり、無駄を省くことをやっていかないと実のある政策が組めないのので、全力を挙げていろいろな知恵を絞りながら、22年度の予算を組んでいきたい。決算特別委員会でのいろいろな意見、要望も念頭に置きながら、削るべきは削り、つけるべきはつけて、目鼻だちのはっきりした案を出すので、審議の中でいろいろな意見を賜りたい旨の答弁がなされました。

産業再生については、産業と環境と教育と芸術の4つは重要な政策だと思っており、特に今回は基幹産業の部分で、ある意味では国のエキスパートである副市長に大きな期待をして

いる。副市長が持っている能力、国とのパイプ、あらゆるものを駆使して本市の基幹産業の再生に死力を尽くしていただきたいし、市長自身も今まで以上に各方面に積極的に働きかけていきたい旨の答弁がなされました。

さらに、農業については、本市においては土地利用型で、米、麦などのある程度の規模で展開して、その中で生産あるいは生産性を上げていく農業、イチゴ、花卉などの園芸農業、さらに、イチゴや花卉と関連した1.5次産業的農業が考えられるが、根本的に国の農政の腰が定まらず、末端の農政を担当する市町村は正直なところやりにくい面がある。しかし、市の行政の中でその細部について何ができるか、しっかりと農業委員会や農協といった関連団体と連携をとり、意思を合わせ、一定の方向にやっていかなければならないと思う。集団化・法人化については、皆さん方が努力されている中で、我々が持っている経理などの知識やノウハウを出して、できるだけ法人化がスムーズに図れるように対応していきたい。基幹産業が木工業ということはあるが、水の便、気候、平たんな地形などの地の利を生かして、また、現状は厳しくとも、地球全体での食料の不足など、農業の将来性を語り、若い人に夢を持たせることも必要と思う旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第47号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、歳入総額4,728,382,090円に対し、歳出総額4,684,902,299円でありまして、差引残額43,479,791円となっております。

委員会では、出産育児一時金の支給状況及び医療保険制度との関連、特定健診の受診率などについて、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第48号 平成20年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、歳入総額524,494,289円に対し、歳出総額527,852,904円で、差引残額3,358,615円のマイナスとなっており、同額を21年度予算より繰り上げ充用がなされております。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した

次第であります。

次に、議案第49号 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、歳入総額396,723,440円に対し、歳出総額394,669,400円で、差引残額2,054,040円となっております。

委員会では、保険料の収納に関して滞納率など詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額2,725,384,759円に対し、歳出総額2,668,344,889円で、差引残額57,039,870円となっております。

委員会では、居宅介護住宅改修費における件数や限度額、介護予防事業費、包括的支援事業費における実績などについて、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号 平成20年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成20年度の決算額は、歳入総額629,114,578円に対し、歳出総額625,542,178円となっており、差引残額は3,572,400円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額3,500千円を差し引いた実質収支額は72,400円となっております。

なお、歳入の主なものは、1款2項・負担金30,855,600円、2款1項・使用料33,993,860円、3款・国庫支出金184,873,150円、5款1項・一般会計からの繰入金187,642,604円、8款・市債149,100千円であり、歳出の主なものは、下水道築造工事など2款1項1目15節・工事請負費297,957,500円、4款・公債費182,803,219円であります。

委員会では、歳入における下水道費負担金の納入状況などについて詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号 平成20年度大川市上水道事業会計決算認定について御報告申し上げます。

平成20年度の上水道事業の経営成績につきましては、損益計算書のとおり、総収益770,989,340

円に対して、福岡県南広域水道企業団に対する受水費などの総費用が717,890,443円となっており、その結果、53,098,897円の利益を生じているところであります。

次に、資本的収支につきましては、道路新設改良に伴う配水管移設工事等の建設改良事業費、企業債元金償還金などの支出総額185,010,280円に対して、加入者負担金などの収入総額は6,204,450円となっており、収支は178,805,830円の不足を生じております。なお、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で補てんされております。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 平成20年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成20年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成20年度大川市上水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中、議会運営委員会が開催されますので、関係者の皆さま

んは議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際お諮りいたします。本日、本市市議会議員岡秀昭君外5名から議案第65号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についての意見書議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第65号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

議案第65号

教育予算の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年9月25日

提出者 大川市議会議員

岡 秀 昭

平 木 一 朗

神 野 恒 彦

古 賀 光 子

中 村 武 彦

古 賀 龍 彦

次のページをお願いいたします。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は先進国中で最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の多寡によって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないために、高校教育の無償化、就（修）学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

義務教育費国庫負担金の負担割合の2分の1から3分の1への縮小、地方交付税削減等の厳しい地方財政の状況により、自治体において教育予算の確保が困難となっています。少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就（修）学援助・奨学金制度など、広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

家庭の所得の多寡や自治体の財政力によって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるように、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。

こうした状況をふまえ、国会及び政府におかれましては、下記事項について実施いただくよう強く要望するものであります。

記

- 1．家庭の所得の多寡によって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、就（修）学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。併せて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。
- 2．教育の自治体間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
- 3．学校施設整備費、旅費、教材費、図書費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充

実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4. 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のための施策を実施すること。

5. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源の確保・充実を図り、実効ある超過勤務の縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年9月 日

大 川 市 議 会

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

文部科学大臣 川端 達夫 殿

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、提案理由の説明についてであります。この際お諮りいたします。

ただいま議題としております案件につきましては、先ほどの請願採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次にお諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第65号について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第65号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続審査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会までに閉会中の継続調査の申し出がっております。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番平木一朗君、6番古賀龍彦君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は25件でありましたが、議員各位には慎重に御審議の上、全議案とも御議決をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方から審議の過程において賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

経済情勢の悪化や政権与党の交代など大きな変化の中、行財政環境は厳しい状況にありますが、これからも執行部一丸となって大川市の発展のために努力してまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

これにて平成21年第5回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員